

海上自衛隊訓令第24号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、海洋観測隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成27年11月27日

防衛大臣 中谷 元

海洋観測隊の編制に関する訓令

第1条 海洋観測隊は、海洋観測艦2以上をもって編成する。

第2条 海洋観測隊の長は、海洋観測隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、海洋業務・対潜支援群司令の指揮監督を受け、海洋観測隊の隊務を統括する。

附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。